

窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領の実施細目について（平成16年国自環第58号）

窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価については、窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領（以下「実施要領」という。）によるほか、下記のとおり取り扱うものとする。

記

1. 実施要領3関係

- (1) 申請は、自動車交通局技術安全部環境課に正1部、副3部を提出することにより行うものとする。
- (2) 実施要領3(2)⑤の公的な試験機関とは、国もしくは地方公共団体の附属機関（国立大学及び公立大学を含む）又は公益法人であって実施要領別添「窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の評価に係る技術基準」（以下「技術基準」という。）の「2試験方法」に規定する試験の用に供する設備を有するものをいう。なお、公的試験機関以外が所有する試験設備であって、上記試験に用いるものとして適切であると公的試験機関が判断したものについては、当該試験設備を用い公的試験機関が行った試験の測定結果は公的試験機関が測定したものとして取り扱うものとする。
- (3) 実施要領3(2)⑥の原動機の種類は、原動機の型式別に区分すること。ただし、同一型式の原動機が排出ガス規制の異なる自動車に搭載されている場合には、自動車の型式別及び原動機の型式別に区分すること。また、同一の原動機型式に複数のNO_x又はPM諸元値が設定されている場合は、過給機の有無、最高出力の範囲等、必要な条件を付すものとする。
- (4) 実施要領3(3)③の書面には、実施要領4の試験を実施した公的試験機関が発行した試験成績書及び試験に使用した燃料が技術基準1.3.1に規定する規格のものであることを確認できる性状表並びに耐久性能試験における走行の記録を添付すること。なお、公的試験機関が発行した試験成績書は原本を提示することにより、原本に代えて写しを添付することができる。
- (5) 実施要領2(1)②に規定する第2種PM低減装置であって、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（昭和44年東京都条例第97号。以下「東京都条例」という。）第41条第1項に基づき指定されたもののうち、自動車の運行に伴って発生するPMを触媒の作用により酸化させる機能を有する酸化触媒方式の低減装置にあつては(4)

の書面に代えて当該指定を受けることを証する書面及び当該指定申請の際に提出した書面の写しを添付することができる。

- (6) 申請者が I S O (国際標準化機構) 9001、E N (European Norm) 29001、E N 29002、J I S (日本工業規格) Z 9901、J I S Z 9902又は Q S (Quality System requirements) 9000の規格を取得している場合又は道路運送車両法(以下「法」という。)第75条の規定に基づく自動車の型式指定若しくは法第75条の2の規定に基づく特定装置(装置型式指定規則第2条第15号に定める一酸化炭素等発散防止装置に限る。)の型式指定を受けている場合にあっては、実施要領3(3)⑤に規定する「国際標準化機構第9002号の規格により登録されている場合」と同様に扱うものとする。

2. 実施要領4関係

実施要領4に規定する低減装置と自動車又は原動機との組み合わせとは、別添1「優良低減装置が装着可能な自動車の範囲のガイドライン」をもとに判定する。

3. 実施要領5関係

- (1) 実施要領5(1)(イ)の式CのPM諸元値を持たない自動車については、PM諸元値に代えて、低減装置を装着する自動車の種別に応じ、①、②又は③に掲げる方法で測定した低減装置装着前の自動車のPM測定値を用いるものとする。
- (2) 実施要領5(1)(イ)の式CのNO_x諸元値を持たない自動車については、NO_x諸元値に代えて、低減装置を装着する自動車の種別に応じ、①、②又は③に掲げる方法で測定した低減装置装着前の自動車のNO_x測定値を用いるものとする。
- (3) (1)により測定した低減装置装着前の自動車のPM測定値が、実施要領5の表の低減装置を装着する自動車の種別の項に掲げる自動車に応じ、PMの項に掲げる値以下であった場合は、当該自動車に取り付ける低減装置は、実施要領5(1)(イ)のPMの基準に適合するものと見なし、(2)により測定した自動車のNO_x測定値が、実施要領5の表の低減装置を装着する自動車の種別の項に掲げる自動車に応じ、NO_xの項に掲げる値以下であった場合は、当該自動車に取り付ける低減装置は、実施要領5(1)(イ)のNO_xの基準に適合するものと見なす。
- ① 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの又は車両総重量が2.5トン以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。)

道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)(以下「保安基準」という。)第31条第2項に規定する10・15モー

ド法

- ② 車両総重量が2.5トンを超え、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）

保安基準第31条第6項に規定するガソリン・液化石油ガス13モード法

- ③ 車両総重量が2.5トンを超え、軽油を燃料とするもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）

保安基準第31条第12項に規定するディーゼル13モード法

- (4) 実施要領2(1)の第2種PM低減装置に該当するとして申請された装置であって、東京都条例第41条第1項に基づき指定されたものうち、自動車の運行に伴って発生するPMを触媒の作用により酸化させる機能を有する酸化触媒方式の低減装置にあつては、当該指定を受けていることを証する書面及び当該指定申請の際に提出した書面の写しを提出することにより、原則として、実施要領5(1)②及び(4)の基準に適合しているものとする。
- (5) 実施要領5(5)②の「その装着により人体の健康障害が生じるおそれ」がある低減装置の例としては、還元剤等としてアンモニア水を利用するものが挙げられる。

4. 実施要領6関係

実施要領6における低減装置の排出ガス低減性能等に係る基準への適合性の審査のうち、実施要領5(1)から(4)までの基準の適合性の審査については独立行政法人交通安全環境研究所自動車審査部が行うものとする。

5. 実施要領8関係

1(1)の規定は、実施要領8(1)の変更申請の場合において準用する。

6. 実施要領9関係

1(1)の規定は、実施要領9(1)の報告及び9(2)の資料を提出する場合において準用する。

7. 実施要領10関係

申請者がISO(国際標準化機構)9001、EN(European Norm)29001、EN29002、JIS(日本工業規格)Z9901、JIS Z9902又はQS(Quality System requirements)9000の規格を取得している場合又は法第75条の規定に基づく自動車の型式指定若しくは法第75条の2の規定に基づく特定装置(装置型式指定規則第2条第15号に定める一酸化炭素等発散防

止装置に限る。)の型式指定を受けている場合にあっては、実施要領10(1)(10(3))において準用する場合を含む。)に規定する「国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合」と同様に取り扱うものとする。

8. 別添「窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の評価に係る技術基準」関係

- (1) ディーゼル13モード法の試験は、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について」(昭和58年10月1日自車第899号)別添36及び「新型自動車の試験方法について」(昭和46年8月24日交審第453号)TRIAS24-5-1999又は「「シャシダイナモメータによるディーゼル自動車13モード排出ガス測定方法」について」(平成9年5月13日自環第115号)による。

なお、粒子状物質の排出量を測定する方法については、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年7月15日告示第619号)別添41に規定されている全量捕集方式(マイクロトンネル)の分流希釈法によることができる。ただし、この場合、排気マニホールド出口(過給機を備えた試験エンジンにあっては、過給機出口)からサンプリングプローブまでの長さが、試験エンジンに取り付ける標準的な排気管の長さであること。

ガソリン13モード法の試験は、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について」(昭和58年10月1日自車第899号)別添33及び「新型自動車の試験方法について」(昭和46年8月24日交審第453号)TRIAS23-5-1999又は「「シャシダイナモメータによるガソリン自動車13モード排出ガス測定方法」について」(平成9年5月13日自環第114号)による。

ガソリン10・15モード法の試験は、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年7月15日告示第619号)別添42による。

ディーゼル10・15モード法の試験は、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年7月15日告示第619号)別添42による。

- (2) 過渡走行モード法は、別添2「ディーゼル自動車過渡走行モード排出ガス試験方法」により行うものとする。
- (3) J E O 5モード法の試験は、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年7月15日告示第619号)別添41による。
- (4) 連続再生式DPFの再生性能試験は技術基準2.3によるほか別添3「ディーゼル自動車粒子状物質低減装置の再生性能試験方法」により行うものとする。

附 則

- 1 この通達は、平成16年9月1日から施行する。
- 2 窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領の実施細目について（平成14年9月6日国自環第125号）は廃止する。
- 3 記3.（5）及び記8.（1）の改正は、平成17年12月15日から適用する。